

多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA ウェブサイト運営規程

趣 旨

このガイドラインは多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA ウェブサイトの適切な運用を推進するため個人情報の保護に関する法律に基づき必要な事項を定めるものとする。

(管理組織)

第1条 運営管理責任者は PTA 会長とする。また、当サイト更新の為に編集作業をし、サーバーへのアクセスをする責任者を「更新責任者」と呼び、運営管理は事務局が行う。

(運営目的)

- 第2条 PTA 会員に対して PTA 活動を紹介し、PTA 活動への理解を求め、積極的な PTA 活動への参加を啓発する。
2. 地域に対して広報し、学校や PTA 活動を知って頂くことで、つながりを深め、地域と一体となって子供たちへの支援や安全確保に役立てる。
 3. ウェブサイトを通じて、PTA 会員に有益な情報を迅速に提供し子育てを支援する。
 4. その他 PTA 活動に必要なことに役立てる。

(運用・管理)

- 第3条 ウェブサイトの運用・管理は更新責任者が行う。
2. ウェブサイトの運用、掲載の企画、記事、画像は必要に応じ会長、副会長、校長、副校長、あるいは運営委員会の承認を得る。
 3. サーバーへのアクセスは、更新責任者のみが行う。
 4. サーバーID とネットワークパスワードは運営管理責任者及び更新責任者ならびにそれらが必要と判断したものが管理し、必要な場合を除いてはそれ以外の者に告知しない。
 5. 聖ヶ丘小学校 PTA ウェブサイトの著作権は本会にあり、ホームページ上の画像及び文章の無断転載を禁じる。

(責任の範囲)

第4条 ウェブサイトを使用することで生じた利用者の直接または間接の損害については、利用者がその責任を負うものとし、本会の故意又は重大な過失によるもの以外には一切の責任を負わない。

(ウェブサイトの情報掲載における注意事項)

- 第5条 目的以外の趣旨の広告、宣伝等を行わない。
2. ネットワーク（ホームページ、電子メール、掲示板）上において、児童及び関係者の映像、個人情報はプライバシー保護について十分配慮した上で掲載する。
 3. 児童及び関係者の映像、個人情報を掲載する時、必要と思われる場合は、掲載目的を説明した上で関係

者並びに児童本人及び保護者の同意を得た場合のみ掲載する。

- ① 《氏名》 原則として掲載しないが必要な場合は、児童は氏名（もしくはイニシャル）・学年、関係者は名字に限定して掲載する。ただし、氏名が必要な場合はこの限りではない。
 - ② 《写真》 児童及び関係者の写真を掲載する場合で明らかに個人が特定できる時などは、関係者並びに児童本人及び保護者の了解を得るか、画像処理を施すなど配慮する。
4. 児童及び関係者の安全が脅かされる場合などは行事予定を掲載しないが、広報目的など必要な場合は安全性に配慮して掲載する。
 5. PTA 会員向けの情報や登録フォーム等は認証制のページにて公開する。
 6. 私的な言動言文は掲載しない。

（児童及び PTA 会員の利用に関する配慮）

第6条 PTA 会員にとって必要不可欠な情報は、「プリント配布による情報伝達の原則」を守る。

2. 児童あるいは関係者において不適切な内容の情報があった場合は、運営管理責任者のもと速やかに削除を行う。

（ガイドラインの改正）

第7条 本規程に改正の必要がある場合は役員会で協議し改正する。

（附 則）

この細則は 平成 30 年 5 月 1 日より実施する。